

## 国東市地域農業経営サポート機構規約

### (名称)

第1条 この組織は、国東市地域農業経営サポート機構と称する。

### (区域)

第2条 機構の活動区域は、国東市全域とする。

### (事務局)

第3条 この機構の事務局は、国東市国東町鶴川149番地 公益社団法人国東市農業公社内に置く。

### (目的及び活動)

第4条 この機構は、地域農業における様々な課題を認定農業者、集落営農法人、関係機関等の連携により解決し、魅力ある農業の創造及び地域の発展に資することを目的に次の活動を行う。

- (1) 担い手支援
- (2) 集落支援
- (3) 新規就農支援

### (構成団体)

第5条 機構の構成団体は次に掲げる団体とする。

- (1) 国東市集落営農法人連絡協議会
- (2) 国東市認定農業者の会
- (3) 大分県農協東部事業部
- (4) 国東市農業委員会
- (5) 大分県農地中間管理機構東部駐在員
- (6) 大分県東部振興局
- (7) 国東市
- (8) 国東市農業公社

### (事業年度)

第6条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会議)

第7条 機構は、次の会議を開催する。

(1) 連絡会議

連絡会議は、構成員を持って年2回開催し、規約、活動計画、実績等を協議する。構成員の要望により、臨時に開催することもできる。

(2) 運営会議

運営会議は、国東市、県東部振興局、国東市農業公社の担当者により、必要に応じて活動方法等について協議する。

(規約の変更)

第8条 この規約は、連絡会議において決定し、変更する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この規約は、令和元年6月24日から施行する。